

## 「避難所運営委員会活動支援補助金」に関するQ&A

Q1. 避難所運営委員会の会議の出席者に配布する飲料は補助対象となるか？

A1. 会議で配布する飲料は、補助対象となります。

しかし、食料については、訓練等で試食する非常食（炊き出しも含む）を除き、補助対象となりません。

Q2. 補助金を事前（活動前）に受け取るための条件はあるか？

A2. 特別な条件はありませんが、補助金交付決定通知書を受け取った後に「補助金事前交付請求書」を提出する必要があります。

Q3. 避難所運営委員会委員長名義の銀行口座が必要か？

A3. 原則、委員長名義の銀行口座に振り込みますが、委任状がある場合は、必ずしも委員長名義の口座でなくても構いません。

Q4. 補助限度額の範囲内であれば、再度申請してもよいか？

A4. 申請して構いません。

ただし、最初の申請手続きの進行具合により、必要な手続きが異なりますので、再度の申請が必要な場合は、必ず事前に区役所地域振興課くらし安心室にご相談ください。

Q5. 領収書の宛名はどのように書いてもらえばよいか？

A5. 「●●避難所運営委員会 委員長 ○○ ○○様」といった宛名で書いてもらってください。

Q6. 同じ活動に対して、自主防災組織の補助金も受けることは可能か？

A6. 不可能です。同じ訓練や資機材に対する補助金は受け取ることができません。